

第2次メンタルヘルス対策推進計画〔改定版〕

大分労働局

1 趣旨及び目的

職業生活等に関して強い不安やストレス等を感じている労働者の割合は、平成9年以降約6割の高水準で推移している状況にある。また、社会問題として顕在化している職場におけるパワーハラスメントもメンタルヘルスにも影響を与えていると指摘されている。さらに全国における自殺者数は平成25年も27,283人であり、そのうち労働者の自殺は依然として8千人を超えている状況にある。

一方、自殺の原因・動機別では勤務問題が全体の約1割を占め、勤務問題の中でも職場の仕事疲れが最も多く約3割となっている。大分県においても自殺者が平成25年は271人と依然として多く発生している。

また、精神障害等による労災請求も全国で平成21年度に初めて1千件を超え、平成25年度は1,409件と更に増加し、過去最高となっている。当局管内においては、平成24年度及び平成25年度の精神障害等における労災の請求件数はそれぞれ8件、7件となっており、そのうち、業務上認定件数は、それぞれ3件、2件となっている。このような状況を踏まえると、各事業場において、より一層予防対策に取り組み、労働者の心の健康保持増進を積極的に推進することが必要である。

当局においては、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号）に基づき、事業場において事業者が講ずるべき労働者の心の健康保持増進のための措置（以下「メンタルヘルス対策」という。）の普及促進を図ることを目的とした「メンタルヘルス対策推進計画」（平成22年度～平成24年度）を策定し、「平成24年度末において、メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者100人以上の事業場の割合を80%とする」との目標を掲げ、事業者に対し積極的に取り組むよう指導啓発を行ってきた。この取組状況を把握するため、平成24年11月、当局が労働者100人以上の440事業場を対象に実施した「メンタルヘルス対策の取組アンケート」においては、回答のあった287事業場の71.8%に当たる206事業場でメンタルヘルス対策に取り組んでいるという結果が得られ、前回の56.8%から15ポイント上昇したことは一定の評価ができるものの、商業(50.0%)、接客娯楽業(62.5%)等の事業場における取組が低調であり、推進計画の目標値である80%が達成できなかった。

この状況を踏まえ、平成25年には、「第2次メンタルヘルス対策推進計画」（平成25年度～平成27年度）を策定し、「平成27年度末において、メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者100人以上の事業場の割合を80%以上とする」目標を掲げ、本計画を推進しているところである。

先般、労働安全衛生法が改正され、常時使用する労働者に対し、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及び一定の要件を満たした労働者から申出があった場合の面接指導の実施が労働者50人以上の事業場において義務付けられ、

平成 27 年 12 月 1 日から施行されること、厚生労働省策定の「第 12 次労働災害防止計画」におけるメンタルヘルス対策の目標が事業場の規模によらず「平成 29 年度までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上」とされていること等を踏まえ、今般、「第 2 次メンタルヘルス対策推進計画」（平成 25 年度～平成 27 年度）を以下のとおり「計画の期間」の延長、「計画の目標」の変更等の見直しを行い、メンタルヘルス対策の一層の普及促進を図ることを目的として、本推進計画を改定したものである。

2 計画の期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年計画とする。

3 計画の目標

- (1) 平成 27 年度末において、労働者数 100 人以上の事業場で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる割合を 80%以上とする。
- (2) 平成 28 年度末において、労働者数 100 人以上の事業場で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる割合を 100%とする。
- (3) 平成 29 年度末において、労働者数 50 人以上 99 人以下の事業場において、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。
- (4) 労働者数 49 人以下の事業場に対しても、あらゆる機会を通じて、メンタルヘルス対策に取り組むよう指導啓発を図るものとする。

なお、メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数 100 人以上の事業場においては、次に掲げるア～ウの 3 項目全ての項目を実施することとし、また、労働者数 99 人以下の事業場においては、ア～ウの 3 項目のうち、いずれか 1 項目以上を実施するものとする。

ア 事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任していること（メンタルヘルス推進担当者の氏名が具体的に掲示されていること。）

イ 管理監督者（労働者を含む。）に対するメンタルヘルスケア推進に関する教育を実施していること

ウ 衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）において、労働者の精神的健康の保持を図るための対策の樹立に関する事項について調査審議等を行っていること

4 重点事項

メンタルヘルス対策の推進に当たっては、次に掲げる(1)～(5)の 5 項目を重点事項として取り組むこととする。

- (1) 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任
- (2) メンタルヘルスケア推進に関する教育研修等の実施
- (3) 衛生委員会等でのメンタルヘルス対策の調査審議の徹底
- (4) 事業場におけるメンタルヘルス不調による休業等に関する実態の把握
- (5) 「心の健康づくり計画」の策定

5 事業場におけるメンタルヘルス対策の具体的推進事項

事業場における具体的なメンタルヘルス対策の具体的推進事項は、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成 18 年 3 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 3 号）等に基づくほか、次に掲げる(1)～(6)の 6 項目であり、事業場の規模、取組状況等に応じて普及促進を徹底する。

(1) 事業場内体制の整備

ア 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任

【重点事項】

イ 専門スタッフの確保

※ メンタルヘルス推進担当者及び専門スタッフについては、衛生管理者、衛生推進者や、常勤の保健師等から選任を行うこと。

また、法に基づき選任が義務付けられている産業医、衛生管理者、衛生推進者等については、関係法令で各々が行うべきメンタルヘルスに関する事項を含めた職務を担うこと。

(2) メンタルヘルスケア推進に係る教育研修等の実施

【重点事項】

※ 管理監督者、労働者、事業場内産業保健スタッフ等へのメンタルヘルスケアの推進に関する教育研修及び情報提供を行うこと。

なお、教育研修の実施に当たっては、「衛生教育の実施計画」を作成するとともに、独立行政法人労働者健康福祉機構大分産業保健総合支援センター(以下「大分産業保健総合支援センター」という。)等が実施する「管理監督者向けのメンタルヘルス教育」「職場の『心の健康づくり』のためのスキルアップ研修・カウンセリング研修」等の研修会(無料)を活用すること。

(3) 衛生委員会等でのメンタルヘルス対策の調査審議の徹底等

ア 衛生委員会等でのメンタルヘルス対策の調査審議の徹底

【重点事項】

イ 事業場におけるメンタルヘルス不調による休業等に関する実態の把握

【重点事項】

ウ 「心の健康づくり計画」の策定

【重点事項】

※ 労働者数 50 人以上の事業場においては、労働安全衛生規則第 23 条第 1 項に基づき、毎月 1 回以上、衛生委員会等の開催が義務付けられており、労働安全衛生規則第 22 条第 10 号において「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。」が規定され、本委員会の付議事項とされている。特に、「心の健康づくり計画」の策定、実施体制の整備等の具体的な方策、個人情報保護に関する規定等の策定、実施状況の評価、計画の見直し等に当たっては、衛生委員会等において十分な調査審議を行うこと。

また、調査審議に当たっては、あらかじめ、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数、休業日数等、心の健康問題に係る事業場の現状を把握すること。

なお、衛生委員会等の設置義務のない小規模事業場においても「心の健康づくり計画」の策定や、その実施に当たっては、労働安全衛生規則第 23 条の 2 の規定を踏まえ、労働者の意見が反映されるようにすること。

(4) 職場環境等の把握と改善

※ 職場環境等を把握し、評価することにより問題点を把握し、これに対する改善を行うこと。

なお、職場環境等の評価と問題点の把握に当たっては、ストレスに関する調査票等を活用して、職場環境等の具体的な問題点を把握すること。

(5) メンタルヘルス不調者等の早期発見と適切な対応の実施

ア 相談体制の整備

イ 長時間労働者に対する面接指導の実施の徹底

ウ 健康診断実施時におけるメンタルヘルス不調の把握

エ 職場におけるパワーハラスメント等の実態の把握

オ 心身両面にわたる健康保持増進対策（THP）との連動

※ メンタルヘルス不調者等の早期発見と適切な対応を図るため、労働者、管理監督者、家族等からの相談に対応できる相談体制を整備すること。

なお、相談体制の整備に当たっては、必要に応じ、労働者健康福祉機構のメンタルヘルス登録相談機関等の事業場外資源を活用すること。

また、一定時間を超える長時間労働を行った労働者や労働安全衛生法に基づく健康診断を行った労働者に対する医師による面接指導等により、労働者のメンタルヘルス不調が認められた場合における事後措置等の実施、事業場内産業保健スタッフ等がとるべき対応を明確にしておくこと。

さらに、メンタルヘルス不調の未然防止として、必要に応じ、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（健康保持増進のための指針公示第1号）等に基づく取組を実施すること。

(6) 職場復帰支援

ア 職場復帰支援プログラムの策定

イ 大分産業保健総合支援センターの活用

※ 事業場の実態に即した職場復帰支援プログラムを策定するとともに、策定された職場復帰支援プログラムの周知を図ること。

なお、職場復帰支援プログラムの具体的な策定に当たっては、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」等を活用すること。

また、職場復帰支援に関する相談、相談内容に応じた適切な助言、職場復帰支援を行う事業や事業場外資源の教示については、大分産業保健総合支援センターを活用すること。

6 大分労働局及び各労働基準監督署の実施事項

- (1) 局においては、メンタルヘルス対策取組状況の実態調査、集団指導等を実施するものとする。また、署においては、メンタルヘルス対策の普及促進を図るための集団指導、個別指導等を実施するほか、臨検監督時に本推進計画に係る法令違反の是正を図るものとする。

- (2) 局及び署においては、事業者に対する個別具体的な違反是正及び改善指導に当たっては、できるだけ大分産業保健総合支援センター及び地域窓口〔地域産業保健センター〕の活用を指示するものとする。
- (3) 局及び署においては、平成 29 年度末において、本取組の実施状況、その成果等を検証し、平成 30 年度以降のメンタルヘルス対策の推進につなげるものとする。